

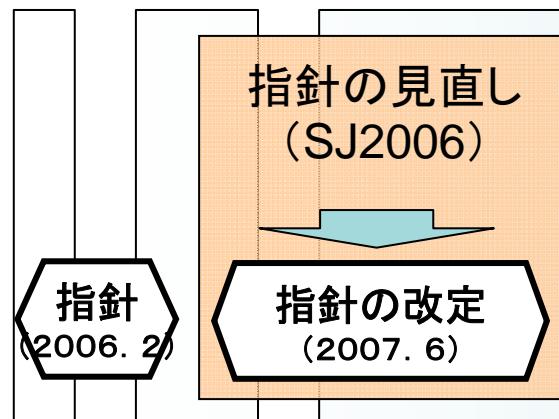


重要インフラにおける「指針の見直し」について 【骨子案検討】

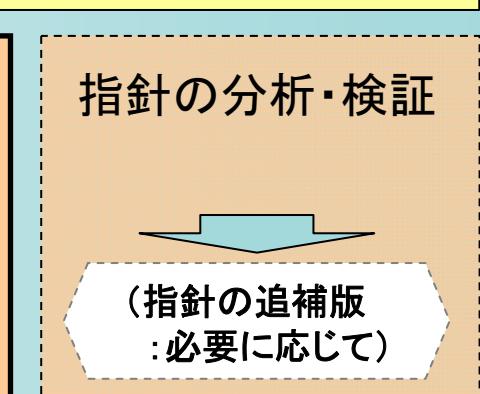
2009年 4月 6日
内閣官房 情報セキュリティセンター (NISC)

- 第1次行動計画では、指針(※)制定(2006年2月)、指針の改定(2007年6月)、指針見直しの要点とりまとめ(2008年4月)の実施に加え、各分野にて安全基準等の策定・見直しが行われ、これらを定期的に実施するサイクルが確立した
- 今回、セキュア・ジャパン2008に基づいて、分析・検証を実施し、必要に応じて指針の改定等の対策の検討を進める
- この検討から、第2次行動計画における「指針の改定に関する検討は原則として3年に1度実施」し、「指針の改定は、第2次行動計画の初年度に実施する」ことに引き継いでいき、指針の改定を実施する

第1次行動計画における取組み



第2次行動計画における取組み



第1次行動計画

- ・指針については1年ごと及び必要に応じて適時見直す

セキュア・ジャパン2008

- ・行動計画の見直し状況や、相互依存性解析の成果等を踏まえ、各重要インフラ所管省庁の協力を得て、情報セキュリティ対策に関する問題意識の抽出に向けた分析・検証を実施し、必要に応じて指針の改定等の対策の検討を進める

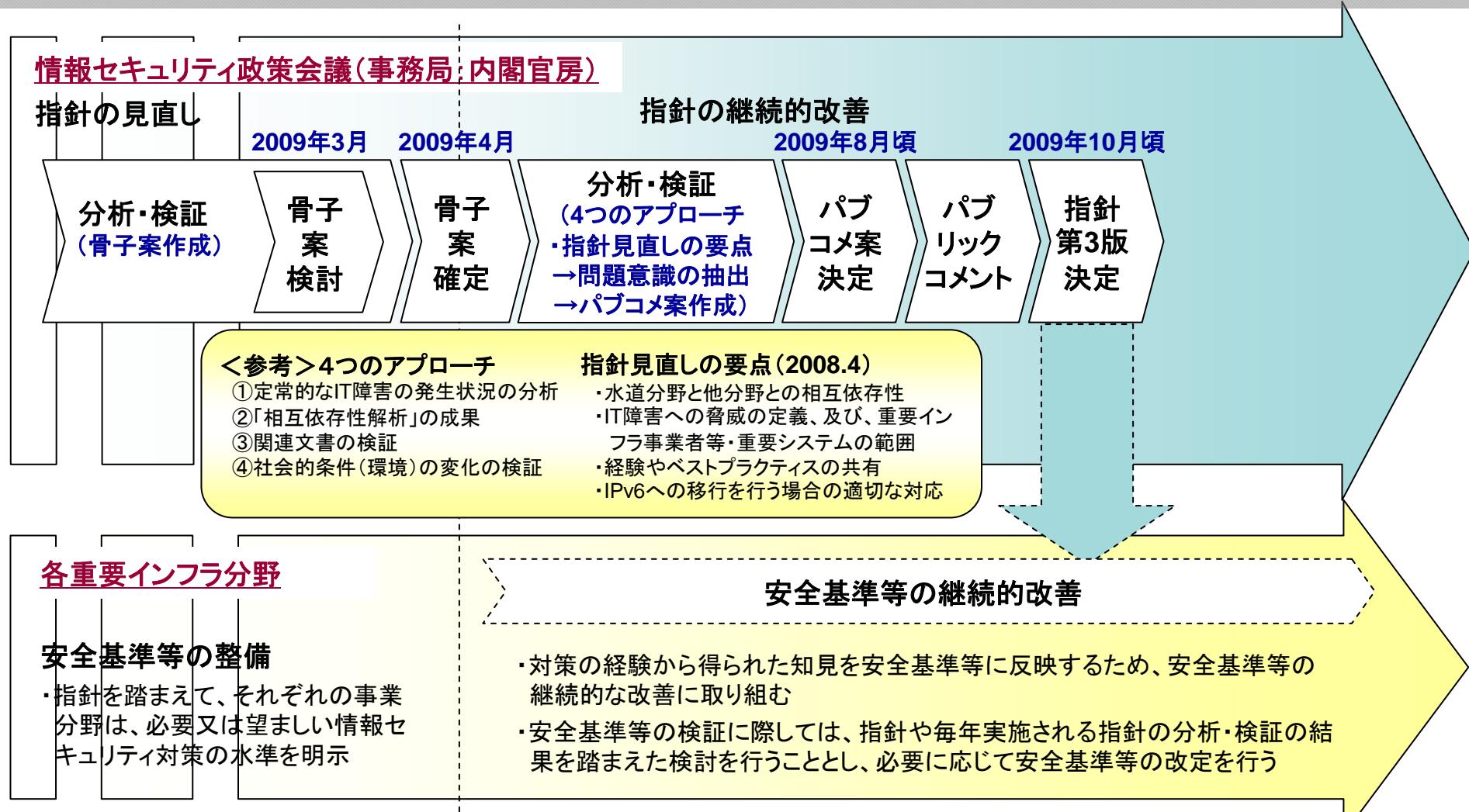
第2次行動計画

- ・社会動向の変化等に対応し、また新たな知見を適時反映していくために、指針の分析・検証を1年毎、及び必要に応じて実施し、その結果を公表することとする。なお、指針の改定に関する検討は原則として3年に1度実施するものとする
- ・指針の改定は、第2次行動計画の初年度に実施する

※重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針(2006年2月2日情報セキュリティ政策会議決定、2007年6月14日改定)

指針の改定に向けたスケジュール

- 指針改定の骨子案を2009年4月までにとりまとめた後、引き続き分析・検証を進め、2009年10月頃に指針第3版の策定が完了することを目指す
- 各重要インフラ分野は、第2次行動計画期間中における安全基準等の継続的改善の際に指針第3版を活用することを期待する



指針の改定にあたっての基本理念と骨子案の策定

- 重要インフラの情報セキュリティ確保のためにより有用なものとなるよう、行動計画の見直しにおいて得られた論点を踏まえて、以下の対応方針をおき、指針改定に向けての分析・検証を実施する
- これらの基本理念を踏まえつつ、新たな重点項目の在り方等の章構成を含めた指針の大枠について検討し、骨子案をとりまとめる

行動計画の見直しにおいて得られた論点(第2次行動計画に反映)

①指針の位置づけ、記載内容の具体性のレベル
・「要検討事項」「参考事項」に分類
・対策項目の具体化を例示

②事業者とのPDCAサイクルとの整合性
・指針の大枠の改定は3年に一度
・1年毎、及び必要に応じて適時に追補版を作成して周知

③事業継続計画との関係
・事業継続の観点から具体的な内容を補充
・国際規格化の進展状況等を踏まえつつ指針の内容を充実

④リスク開示の在り方
・様々な自主的な取組みを推奨

【対応方針】

(1)具体性の充実
具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待
(次ページ参照)

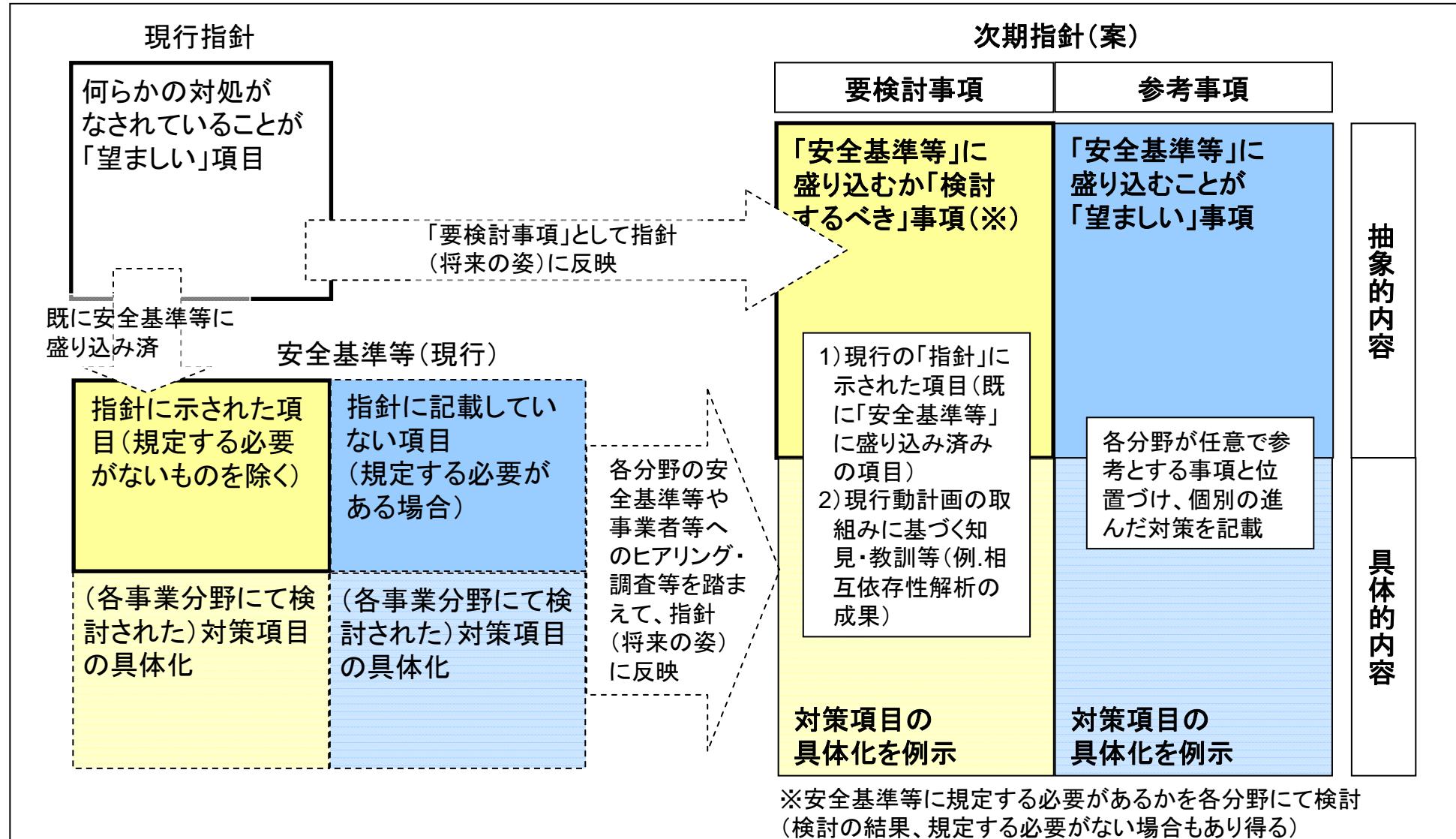
(2)諸規格との整合
重要インフラの特徴を踏まえつつ、国内外の標準・基準にも配慮

(3)運用性の確保
各分野が主体的に検討するPDCAサイクルを尊重

新たな重点項目の在り方等の章構成を含めた指針の大枠について検討し、
骨子案をとりまとめる

＜参考＞具体性の充実のイメージ

○重要インフラ事業者等の自主的な取組みに資する項目を充実させるために、指針に記載される事項を「要検討事項」と「参考事項」に分類し、対策項目の具体化を例示することにより、記載事項の充実を図る



○重要インフラの情報セキュリティ確保のためにより有用なものとなるよう、基本部分(本編)は現行指針を踏襲しつつ、新たに重要インフラ専門委員会決定となる対策編を追加する

【対応方針】

(1) 具体性の充実

具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待

(2) 諸規格との整合

重要インフラの特徴を踏まえ
つつ、国内外の標準・基準に
も配慮

(3) 運用性の確保

各分野が主体的に検討する
PDCAサイクルを尊重

(考え方は骨子案の詳細とともに、次ページ以降にて説明)

現行指針

(2007年6月14日改定 情報セキュリティ政策会議決定)

- I 目的及び位置づけ
- II 「安全基準等」で規定が望まれる項目
- III フォローアップ

指針第3版

※情報セキュリティ政策会議決定

- I 目的及び位置づけ
- II 「安全基準等」で規定が望まれる項目
- III フォローアップ

指針第3版 対策編

※重要インフラ専門委員会決定

- I 本対策編の位置づけ
 - II 対策項目の具体化の例示
- 別紙 参考文献

<参考>具体性の充実の
イメージとの関係

抽象的内容

具体的内容

- 現行指針に、第2次行動計画における取組みの内容を盛り込むことに加え、「5. 本指針の構成」の節を追加し、「(1)具体性の充実」「(3)運用性の確保」から求められる対応を記載する

【対応方針】

(1)具体性の充実

具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待

(2)諸規格との整合

重要インフラの特徴を踏まえ
つつ、国内外の標準・基準に
も配慮

(3)運用性の確保

各分野が主体的に検討する
PDCAサイクルを尊重

- 「要検討事項」「参考事項」を盛り込む旨
とその説明を記載

- 指針本体(本編)に加え、専門委員会決定
とする対策編にて構成される旨を記載

- 第2次行動計画における取組みの内容
を盛り込み

現行指針(2007年6月14日改定 情報セキュリティ政策会議決定)

I 目的及び位置づけ

1. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保のために
2. 「安全基準等」の必要性
3. 「安全基準等」とは何か
4. 本指針の位置づけ
5. 本指針を踏まえた安全基準等の策定若しくは見直し
への期待

指針第3版(骨子案)

I 目的及び位置づけ

1. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保のために
2. 「安全基準等」の必要性
3. 「安全基準等」とは何か
4. 本指針の位置づけ
5. 本指針の構成
6. 本指針を踏まえた安全基準等の継続的改善及び浸透への期待

- 現行指針の節・項の構成を見直し、重複する記載内容を集約することに加えて、「6. 対策項目」の節に「要検討事項」「参考事項」それぞれの「抽象的内容」のみを記載する

【対応方針】

(1) 具体性の充実

具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待

(2) 諸規格との整合

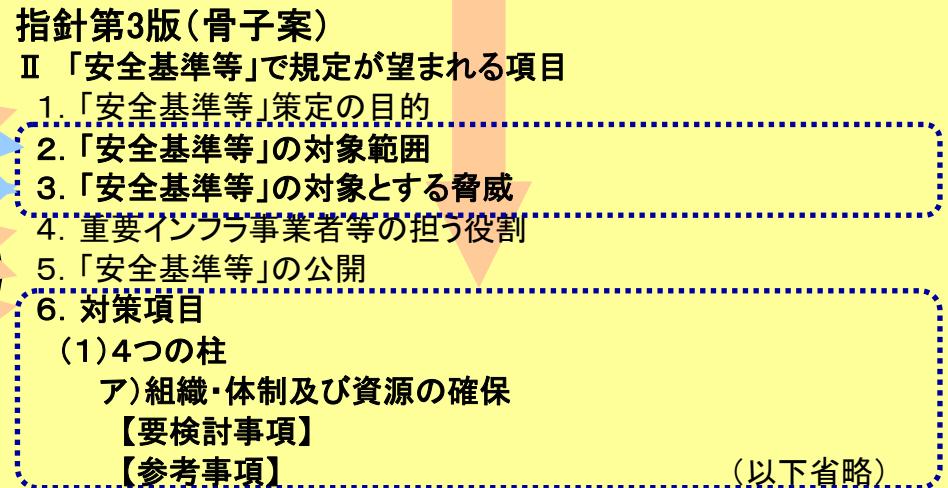
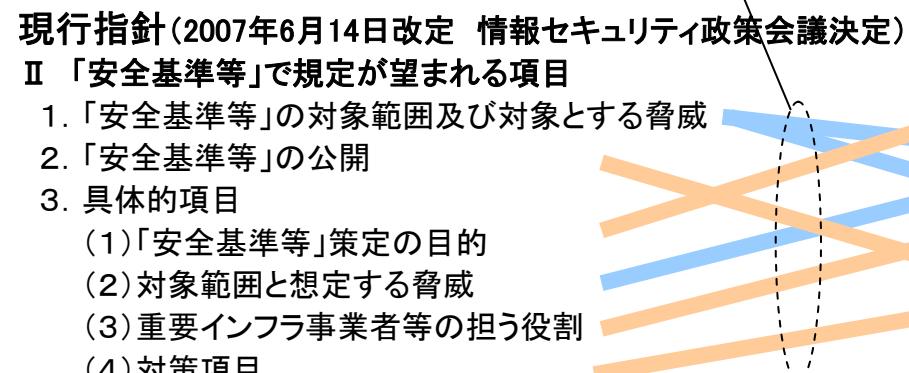
重要インフラの特徴を踏まえ
つつ、国内外の標準・基準に
も配慮

(3) 運用性の確保

各分野が主体的に検討する
PDCAサイクルを尊重

- 節・項の順番・構成を見直して、重複する記載内容を集約

- 「要検討事項」「参考事項」それぞれの「抽象的内容」のみを記載(「具体的内容」は、対策編にて別に記載)



第24回専門委員会での意見

○「2.『安全基準等』の対象範囲」「3.『安全基準等』の対象とする脅威」の順番について

- 国際標準においてはスコープを先に決めることが多いため、目的や範囲と言った普遍的なものを先に記載し、その後、脅威といった変化しうるものを見ることで違和感はない。
- 安全基準等の策定においては、対象とするサービスを前提として対象とする脅威を決め、その後、対象とする範囲としての具体的なシステムを絞る方がやりやすい。

案1「対象範囲→対象とする脅威」の場合

II 「安全基準等」で規定が望まれる項目

- 1.「安全基準等」策定の目的
 - 2.「安全基準等」の**対象範囲**
※安全基準等の対象とするサービスやシステムの範囲を規定
 - 3.「安全基準等」の**対象とする脅威**
 - 4.重要インフラ事業者等の担う役割
 - 5.「安全基準等」の公開
 - 6.対策項目
(1)4つの柱
ア)組織・体制及び資源の確保
【要検討事項】
【参考事項】
- (以下省略)

案2「対象とする脅威→対象範囲」の場合

II 「安全基準等」で規定が望まれる項目

- 1.「安全基準等」策定の目的
 - 2.「安全基準等」の**対象とするサービス**
 - 3.「安全基準等」の**対象とする脅威**
 - 4.「安全基準等」の**対象範囲**
 - 5.重要インフラ事業者等の担う役割
 - 6.「安全基準等」の公開
 - 7.対策項目
(1)4つの柱
ア)組織・体制及び資源の確保
【要検討事項】
【参考事項】
- (以下省略)

<事務局の考え方>

○案1のとおり、現行指針を踏襲して「対象範囲→対象とする脅威」の順にしてはどうか。その際、対象範囲にサービスの観点を追加することとしてはどうか。

また、今後、指針について具体的に検討する過程で、必要に応じて見直すこととしてはどうか。

- 指針第3版では、第2次行動計画の内容を反映する観点から、「『安全基準等』の対象範囲」として、サービスを明確化することを想定している。
- 第2次行動計画では、「I 総論 2 定義と対象範囲」において、「(2)重要インフラサービスと重要システム」の後で「(5)脅威」を規定している。

- 現行指針の節・項の構成を他の章とあわせて見直しし、第2次行動計画における取組みの内容を盛り込むことに加え、「2. 本指針の継続的改善」の節の本文中に「(3)運用性の確保」から求められる対応を記載する

【対応方針】

(1)具体性の充実

具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待

(2)諸規格との整合

重要インフラの特徴を踏まえ
つつ、国内外の標準・基準に
も配慮

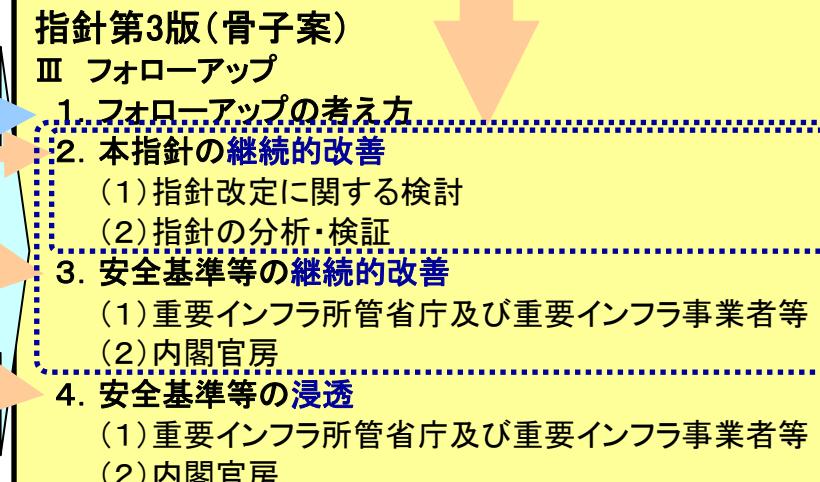
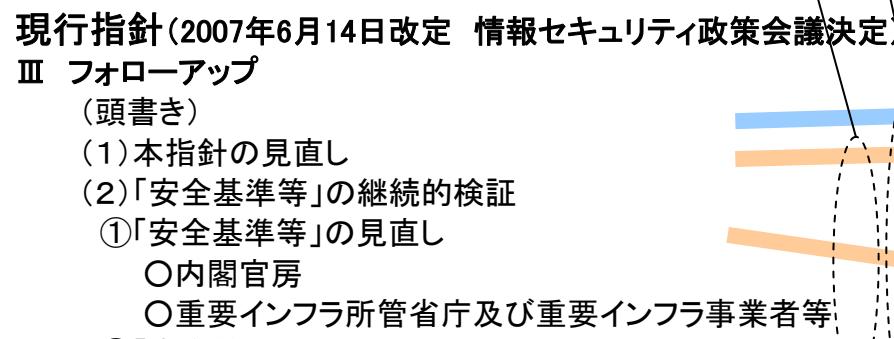
(3)運用性の確保

各分野が主体的に検討する
PDCAサイクルを尊重

- 節・項の構成を他の章とあわせて見直し

- 第2次行動計画における取組みの
内容を盛り込み

- 指針の改定に関する検討は原則として3
年に1度の旨記載(本文中)



- 重要インフラ専門委員会決定にて定める対策編を新たに設けて、「(1)具体性の充実」「(2)諸規格との整合」から求められる対応を記載する

【対応方針】

(1)具体性の充実

具体的な対策項目集として
自主的な活用を期待

(2)諸規格との整合

重要インフラの特徴を踏まえ
つつ、国内外の標準・基準に
も配慮

(3)運用性の確保

各分野が主体的に検討する
PDCAサイクルを尊重

- 「要検討事項」「参考事項」それぞれの
「具体的内容」を記載

- 対策編の別紙として、参考文献を整理し
記載

指針第3版 対策編(骨子案)

- I 本対策編の位置づけ
- II 対策項目の具体化の例示

(1)4つの柱

ア 組織・体制及び資源の確保

【要検討事項】<対策項目の具体化の例示>

【参考事項】<対策項目の具体化の例示>

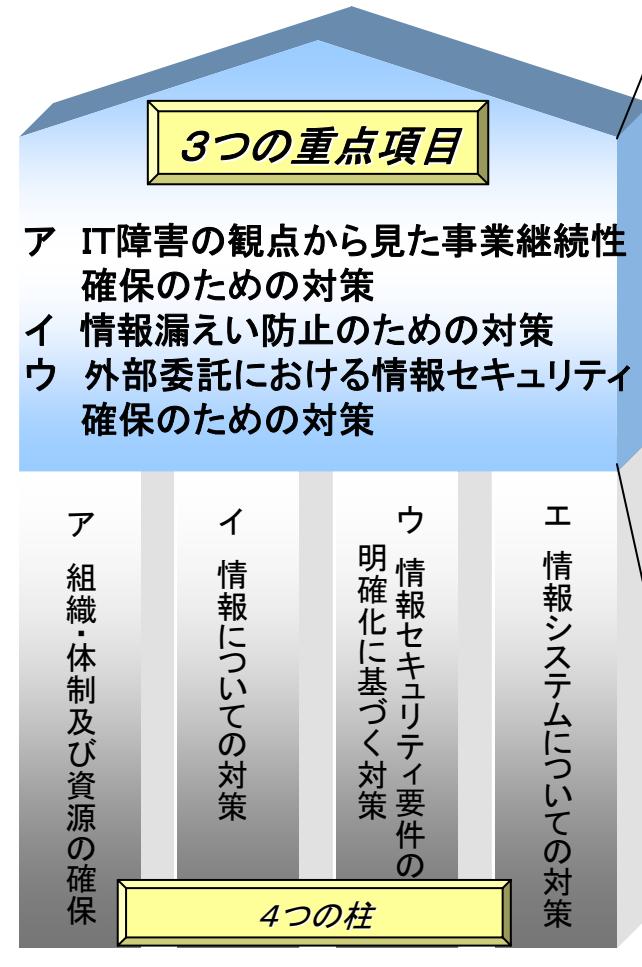
(省略)

別紙 参考文献

骨子案の検討⑥:新たな重点項目の在り方

○前回の指針改定(2007年6月)以降の状況変化を踏まえて、現行指針の4つの柱と3つの重点項目に加え、見出しレベルで指針に盛り込むべき内容があれば骨子案に記載するかを議論

現行指針 (2007年6月14日改定
情報セキュリティ政策会議決定)



【今回議論をお願いしたい内容】

- ・重点項目の見出しとして取り扱うべきテーマ
→行動計画見直しでの議論を通じて得られた状況変化を踏まえ、新たな重点項目を立てる必要があるか、また既存の重点項目についてどのように考えるか

【新たな重点項目(案)】

※以下に留まらず、委員の見識に基づき、自由な発想で議論をお願いしたい

リスク開示の在り方 <参考1> より

「利用者の合理的な対応に必要なリスクの開示のための対策」

(具体例) ・サービスの停止状況、復旧見込みの情報等を周知
・情報セキュリティ報告書又はそれに相当するものの作成 等

IT障害を引き起こす脅威の例 <参考2> より

「社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策」

(具体例) ・暗号の危険化、IPv6への移行、プロトコルの脆弱性 等

【既存の重点項目】

事業継続計画との関係 <参考3> より

「IT障害の観点から見た事業継続性確保のための対策」

対策の目的(目標)、視点 <参考4> より

「情報漏えい防止のための対策」

「重要インフラ分野」の分類、位置づけ <参考5> より

「外部委託における情報セキュリティ確保のための対策」

今回議論
にて
得られた
方向性を
骨子案に
盛り込み

第24回専門委員会での意見

「利用者の合理的な対応に必要なリスクの開示のための対策」

(1) 見出しについて

- ・「リスク開示のための対策」よりも、単に「リスク開示等の対策」がよい

(2) 具体例について

- ・顕在化しているリスクと潜在的なリスクという異質のものが記載されているため、考え方の整理が必要
- ・開示する相手先に応じて、求められる情報が異なるため、開示すべき内容を十分に検討する必要がある。
- ・サービス提供時において、現に発生しているリスクを公開するというサービス利用者への情報開示ならば想定可能
- ・監査内容や情報セキュリティ対策の実施状況等の潜在的なリスクを開示内容に含むことは範囲が広すぎる

(3) 新たな重点項目として設定する点について

- ・開示すべきリスクの内容と開示方法は十分時間を掛けて議論すべき
- ・リスク開示の定義や対象範囲が不明確なままで、新たな重点項目として取り上げることは時期尚早
- ・既存の重点項目の中で整理することも考えられる

「社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策」

- ・時代の変化を踏まえた検討が必要

<事務局の考え方>

- ・新たな重点項目(案)について様々な意見が出された
- ・委員間の共通認識を得るため、次ページ以降にて定義・対象範囲及び具体的な記載イメージについての事務局の考え方を整理
- ・「利用者の合理的な対応に必要なリスクの開示のための対策」については、専門委員会での意見を踏まえ見出しを修正の上、内容について複数案を提示するので、再度ご議論いただいて、方向性を定めたい

「利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策」

※昨年度の行動計画見直しでの議論と「(1)見出しについて」
の意見を踏まえ修正

- (1)開示を想定しているリスク : 第2次行動計画の記述内容より、以下2つの類型を想定
 - ①顕在化しているリスク : サービスの停止状況、復旧見込みの情報 等
 - ②潜在的なリスク : 情報セキュリティ報告書又はそれに相当するものの作成を通じた情報セキュリティ対策の状況 等
- (2)「利用者の合理的な対応」
個々のサービスの利用者(受益者)が、万が一問題が生じた場合においても合理的(冷静)な判断や対応ができること
- (3)具体的な記載イメージ

| | 案1(新たな重点項目として記載) | 案2(既存の重点項目等に追加) |
|--------------------|--|---|
| 指針第3版(本編)の記載事項 | 工 利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策 【要検討事項】 <ul style="list-style-type: none"> ①顕在化しているリスク等の情報 ②潜在的なリスク等の情報 | ア IT障害の観点から見た事業継続のための対策 【参考事項】 <ul style="list-style-type: none"> ①顕在化しているリスク等の情報 |
| 指針第3版(対策編)の記載事項(例) | <ul style="list-style-type: none"> ①サービスの停止状況、復旧見込みの情報等の提供 ②情報セキュリティ報告書の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ①サービスの停止状況、復旧見込みの情報等の提供 |
| 留意点 | 開示を進めるためには範囲や対象範囲等について十分な検討が必要 | 参考事項の位置づけで、個別の先進的な対策を伸ばし その浸透を図る観点からの取組みとして推進 |

(4)第2次行動計画における取組み

第2次行動計画を踏まえ、指針にて取り扱われる「安全基準等」に限らず、幅広く取組むこととなっている

昨年度の行動計画見直しでの議論を<参考1>(リスク開示の在り方)にて示す

-
- ・ 第2次行動計画における新規施策「5 環境変化への対応 (2)リスクコミュニケーションの充実」にて、重要インフラ所管省庁の協力を得つつ、重要インフラ事業者等、関係機関及び重要インフラ所管省庁等が相互にリスクコミュニケーションを推進できる環境整備に取り組む予定

案1(新たな重点項目として記載)

指針第3版 (一部抜粋)

- I 目的及び位置づけ
- II 「安全基準等」で規定が望まれる項目
- 6. 対策項目
 - (1)4つの柱
 - (2)〇つの重点項目

エ 利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策
【要検討事項】
①顕在化しているリスク等の情報
②潜在的なリスク等の情報

III フォローアップ

指針第3版 対策編 (一部抜粋)

- I 本対策編の位置づけ
- II 対策項目の具体化の例示
 - ①サービスの停止状況、復旧見込みの情報等の提供
 - ②情報セキュリティ報告書の作成

別紙 参考文献

案2(既存の重点項目等に追加)

指針第3版 (一部抜粋)

- I 目的及び位置づけ
- II 「安全基準等」で規定が望まれる項目
- 6. 対策項目
 - (1)4つの柱
 - (2)〇つの重点項目

ア IT障害の観点から見た事業継続のための対策
【参考事項】
①顕在化しているリスク等の情報

III フォローアップ

・情報セキュリティ報告書又はそれに相当するものの作成
※自主的な取組みとして推奨

指針第3版 対策編 (一部抜粋)

- I 本対策編の位置づけ
- II 対策項目の具体化の例示
 - ①サービスの停止状況、復旧見込みの情報等の提供

別紙 参考文献

「社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策」

事務局案

- (1)「社会環境変化」
例えば、電子計算機の性能が向上し、暗号の解読が容易になるなどの外的変化
- (2)「制度改正」
準拠する共通ルールや仕様(デファクトスタンダードを含む)に変更が生ずること
- (3)「脅威」：IT障害を引き起こしうる要因(第2次行動計画より)
- (4)具体的な記載イメージ

| | 事務局案 |
|--------------------|---|
| 概要 | 新たな重点項目とする |
| 指針第3版(本編)の記載事項 | <p>才 社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策</p> <p>【要検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暗号の危殆化 ②IPv6への移行 ③プロトコルの脆弱性 ④社会環境等の変化を踏まえた検討 |
| 指針第3版(対策編)の記載事項(例) | <ul style="list-style-type: none"> ①SHA-1及びRSA1024の安全性低下、WEPの脆弱性 ②IPv6移行に関する課題 ③TCP、SIP、DNS等の脆弱性 ④OSやアプリケーションの定例パッチ提供等の情報収集 |

指針第3版（一部抜粋）

- I 目的及び位置づけ
- II 「安全基準等」で規定が望まれる項目
- 6. 対策項目
 - (1)4つの柱
 - (2)〇つの重点項目

才 社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策

【要検討事項】

- ①暗号の危殆化
- ②IPv6への移行
- ③プロトコルの脆弱性
- ④社会環境等の変化を踏まえた検討

III フォローアップ

指針第3版 対策編（一部抜粋）

- I 本対策編の位置づけ
- II 対策項目の具体化の例示

- ①SHA-1及びRSA1024の安全性低下、WEPの脆弱性
- ②IPv6移行に関する課題
- ③TCP、SIP、DNS等の脆弱性
- ④OSやアプリケーションの定例パッチ提供等の情報収集

別紙 参考文献

リスク開示の在り方

* 第22回重要インフラ専門委員会 参考資料3より抜粋し、
一部修正・追記(青字部分)

○安全基準等において前提とするリスクを開示することについては、リスク管理の観点からどう考えるべきか

- リスクコミュニケーションの観点から、前提とするリスクを開示することにより、サービス提供側のみでなく利用側におけるリスクの対処が容易になるのではないか
 - リスクを開示せずにブラックボックス化したままでは、利用側にとってみれば、サービス提供側がすべてのリスクを負うという誤解が生じる可能性がある
 - インターネット等を活用して、サービスの停止状況、復旧見込みの情報等を周知している事業者等もある
 - 一方、リスクを開示することにより、攻撃者に対し、脆弱な箇所を知らせることになって、脅威が増大する可能性の側面もある
- 「指針」では、「「安全基準等」は(中略)可能な限り公開されることが望ましい」としている
 - 非公開とする代わりに、情報セキュリティの取組みをホームページに掲示している分野もある
 - 情報セキュリティ政策会議において、「安全基準やこれをふまえたアクションプランについて、重要インフラに依存している国民に公表することが必要」という意見もある
- 情報セキュリティマネジメントの有効性の測定の国際標準(ISO/IEC27004:現在策定中)が参考になるという考え方もある
- 【専門委員会での議論より得られた方向性】
 - 情報開示の仕方としては、対象者を限定して開示するという取扱いもあるのではないか
 - リスク開示のあり方として、監査というプロセスが重要であることを踏まえれば、情報セキュリティ監査報告書の取得を対策の一つとして取り上げてもよいのではないか



第2次行動計画 II. 1 安全基準等の整備及び浸透(p14)より

(前略)重要インフラ事業者等のPDCA サイクルとの整合性を踏まえた安全基準等の整備の推進などの底上げに資する取組みのみならず、個別の先進的な対策を伸ばしその浸透を図る観点からの取組みも推進する。

第2次行動計画 II. 1(2)安全基準等の継続的改善(p15)より

安全基準等に基づく対策状況については、関係性を有する主体間で互いに把握しておくことが重要である。そのため、情報セキュリティ監査又はそれに相当するものの実施や、情報セキュリティ報告書又はそれに相当するものの作成等の自主的な取組みを一層推奨し、分野や重要インフラ事業者等における情報セキュリティ対策の対外的な説明に努める。

IT障害を引き起こす脅威の例

| 脅威の種類 | 脅威の例 | |
|---------------------|---|--|
| | 社会全体で対応が望まれる脅威 | 個別の重要インフラ事業者等が中心となって対応する脅威 |
| ①サイバー攻撃をはじめとする意図的要因 | <u>分野横断的に多発するサービス不能攻撃、不正侵入、重要情報の搾取 等</u> | 不正侵入、データ改ざん・破壊、不正コマンド実行、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃(DoS: Denial of Service)、情報漏えい、重要情報の搾取、 <u>内部不正</u> 等 |
| ②非意図的要因 | <u>大規模な操作・設定ミス、プログラム上の欠陥(バグ)、メンテナンス不備が予想される社会環境変化や制度改正(例:西暦2000年問題、暗号の危殆化、IPv6への移行) 等</u> | 操作・設定ミス、プログラム上の欠陥(バグ)、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥 等 |
| ③災害や疾病 | <u>大規模な地震、水害(例:首都圏直下地震、荒川の氾濫)による電力設備の損壊、通信設備の損壊、水道設備の損壊、コンピュータ施設の損壊 等</u> | 地震、水害、落雷、火災等の災害による <u>電力設備の損壊、通信設備の損壊、水道設備の損壊、コンピュータ施設の損壊</u> 等 |
| ④他分野の障害からの波及 | <u>大規模な電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶(相互依存性解析の成果で判明しているもの) 等</u> | <u>電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶(相互依存性解析の成果で判明しているもの)</u> 等 |

※ 第2次行動計画 別紙3(p47)より抜粋(下線は、第1次行動計画からの追記部分)

事業継続計画との関係

* 第22回重要インフラ専門委員会 参考資料3より抜粋し、
一部修正・追記(青字部分)

○「指針」や「安全基準等」に事業継続の観点を補充する必要はないか、盛り込むとすれば、事業継続計画との整合性をどう取るべきか

- 指針では、3つの重点項目にて「IT障害の観点から見た事業継続性確保のための対策」として「事業継続計画との整合性の確保」としての対策が盛り込まれている
 - 記載の仕方にバラツキはあるが、各分野の安全基準等においても盛り込まれている
- 事業継続管理についての国際規格化、ガイドラインの拡充等の動きがある
 - 内閣府防災、経済産業省にて事業継続計画のガイドラインを策定済
 - 総務省にて「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」(2008.8)を公表
 - 経済産業省にて「ITサービス継続ガイドライン」(2008. 9)を公表
- 【専門委員会での議論より得られた方向性】
 - 関連する他分野の復旧目安がどの程度なのか等、分野横断的な議論を行って検討すべき
 - 事業継続計画の発動の際には、法制面での工夫が必要となる場合が考えられる



第2次行動計画 II. 1(1)指針の継続的改善(p14)より

なお、指針の改定に関する検討にあたっては、重要インフラ事業者等において事業継続計画の策定が進みつつある状況や、事業継続計画に関する国際規格化の進展状況等を踏まえつつ、分野横断的な観点からも実効的であるかを検証できるように指針の内容を充実させるものとする

安全基準等の指針「II.3.(4)② 3つの重点項目」より(抜粋)

- ・ア IT障害の観点から見た事業継続性確保のための対策
 - (イ)事業継続計画との整合性の確保

事業継続計画が策定される場合は、顕在化する可能性が高いIT障害として様々なケースを想定して事業継続計画に組み入れるとともに、適宜点検し、必要に応じ対策の改善を行うべきである

対策の目的(目標)、視点

※ 第22回重要インフラ専門委員会 参考資料3より抜粋し、
一部修正・追記(青字部分)

○個人情報保護の観点をどう位置づけるべきか

- 一般に個人情報保護法において「個人情報保護取扱事業者」には、個人情報の適正な取扱いの確保が求められている
- 第1次行動計画は、「重要インフラ事業者等の自主的な対策について示す」とこととしている
- 【専門委員会での議論より得られた方向性】
 - (特になし:事務局案のとおり)

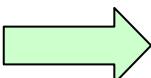


【事務局案】

- 個人情報保護法が制定されていることを踏まえると、法令遵守の観点から当然対応が必要なものであり、重要インフラ事業者向けとして特に行動計画において求めるべきことは現時点では少ないのでないか

第1次行動計画「1 目的と範囲」より(抜粋) ※第2次行動計画においても同趣旨を記載

- (IT障害)から国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護し、重要インフラ事業者等の事業継続への取組みを強化するための取ることが望ましい重要インフラ事業者等の自主的な対策について示す



【事務局案補足(指針見直しの観点)】

- 個人情報に限らず、重要インフラの位置づけ(他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤)より、情報漏えいが発生した場合の国民への影響は大きいのではないか
- 情報漏えいや不正アクセスの脅威の発生は、相変わらず少なくないのではないか

「重要インフラ分野」の分類、位置づけ

※ 第22回重要インフラ専門委員会 参考資料3より抜粋し、
一部修正・追記(青字部分)

○現在の10分野の分類や位置づけは適切か、実態に即し見直し(分割・追加等)の必要はないか

- 諸外国における重要インフラの分類(次ページ)等を参考に、見直し(分割・追加等)が望まれる分野はないか
例) クレジットカード会社(消費者信用)、ITベンダー(情報技術) 等
- 現在の10分野とは別に、協力を求めるべき業界があれば、何らかの形で位置づけることも考えられる
- 現在の10分野についても、ITへの依存度等に応じて分類や位置づけを何段階かに整理することも考えられる
- 重要インフラの定義そのものについても、必要に応じて見直しを検討することが考えられる
- 【専門委員会での議論より得られた方向性】
 - (特になし:事務局案のとおり)

【事務局案】

- ・ 新たな分野を加えるのではなく、現在の10分野を踏襲しつつより内容を充実させてはどうか
- ・ ITベンダーは、新たな分野としてではなく、各施策において必要に応じて協力を得てはどうか

第1次行動計画「2 重要インフラの定義と対象」より(抜粋) ※第2次行動計画においても同趣旨を記載

- ・ 重要インフラとは、「他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、我が国の国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれがあるもの」と定義
- ・ 当面の対象分野は、「情報通信」、「金融」、「航空」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス(地方公共団体を含む)」、「医療」、「水道」、「物流」の10分野

【事務局案補足(指針見直しの観点)】

- ・ ITベンダーは、重要インフラの各事業における外部委託先として、互いに協力して情報セキュリティ対策を推進する立場と考えてはどうか